令和7年度 幼保連携型認定こども園指導監査提出資料

自主点検表2【運営管理】

法 人 名	
法人本社所在地	Ŧ
施設名	
所 在 地	川口市
記 入 者	職名
職名・氏名	氏 名
連絡先	電話 FAX Eメール
記入年月日	令和 年 月 日

川口市福祉部福祉監査課

自主点検表記入要領

1 自主点検表の対象

この点検表は、幼保連携型認定こども園を対象としたものです。

2 記入方法

- (1) 「点検結果」欄の該当する回答を選択してください。
 - また、「記入欄及び点検のポイント」は必要事項を記入(□にチェック)し、点検内容を確認してください。
- (2) 原則、記入日時点の内容を記入してください。
- (3) 記入欄が不足する場合や、本様式での記入が困難な場合は、適宜、様式を追加してください。
- 3 根拠法令・参考資料の名称

この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、次のとおりです。

文中の略称	名称
認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
認定こども園法施行規則	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則
こども園条例	川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
認可条例	川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
確認条例	川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
教育保育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (平成29年3月31日内閣府,文部科学省,厚生労働省告示第1号)
子ども・子育て支援法運営基準	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準
労基法	労働基準法
労基法施行規則	労働基準法施行規則
育児・介護休業法	育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
短時間労働改善法	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
自主点検項目 I 事業 1 事業一般 (1)施設運営に必要な運営規程(等を整備し、運用していますか。		→規程の名称及び制定又は直近の改定時期を記入してください。 規程の名称 : 制定又は直近の改定日: 令和 年 月 日 【定めるべき重要事項】 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤教育・保育給付認定保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 ⑦特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ①その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項 ①その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項 ②を必べき重要事項のうち、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、当該別途定めている	
(2)施設長・園長の資格は ありますか。	ある・なし	規定を示せば足りるとされています。 →資格の名称を記載してください。 資格の名称:	○認定こども園法施行 規則第12条
(3)施設長は、専任者を確保していますか。	いる・いない	→他の職務を兼務している場合の兼務の状況を記入してください。 施設名: 職名:	○社会福祉法第66条
(4)施設長は、施設内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めていますか。	いる・いない	○施設長は、施設の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画の作成に努めてください。	●こども園条例第14 条(認可条例第8条準 用)
(5)幼稚園教諭免許状及び 保育士資格の併有ができていない保育教育等がいる場合、特例措置の 期間内(令和11年度末) に計画的にもう一すること等 の事業計画等において、 当該保育教諭等が特の取 期間内に免許・資格の取 期間内に免許・資格の取 期間内に免許・資格の取 期間内に免許・資格の取 規制でに免けて、 当該保育教諭等が特の取 場を計画を作成する等の 取組を実施していますか。	いる・いない	○期間内(令和11年度末)に幼保連携型認定こども園に勤務する全ての保育教論等が幼稚園教論免許状及び保育士資格の併有ができるよう、各園長等は、特例による単位の修得を行いやすい環境整備に取り組むことが求められています。 ※環境整備の例 ・特例による単位取得を行おうとする者の科目履修に支障の出ないよう、各施設等における勤務時間の調整を行う・保育士資格等取得支援事業を活用し、科目履修者に対する受講料等の支援及び代替職員を確保することにより、短期間に集中して科目履修を行うことのできる時間の確保を行う など	保育教諭等が円滑に 幼稚園教諭免許状及 び保育士資格を取 得・併有するための対 策について(板頼)(令 和6年9月27日こ成基 第187号ほか)
(6)施設運営のための会議を 開催していますか。 また、出席していない職 員に対して、会議の内容 の周知を図っていますか。	いる・いない	→運営のための会議について記入してください。 会議名 : 参加者(構成員): 開催回数(年) : 回会議録の有無 : 有 ・ 無 周知方法 : ○各種の会議の記録を整備し、出席していない職員へ回覧等してください。 ○開催回数、内容、進め方、記録等が適当か留意してください。 ○開催年月日、出席者、議題、発言要旨、結果等を記載してください。 ○会議結果は、施設運営や利用者の処遇に活かしてください。	【職員名簿】 【職員会議録】 【処遇会議録】

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
(7)重要事項は、施設の見や すい場所に掲示していま すか。	いる・いない	○特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、 運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込 者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示 しなければなりません。	●確認条例第23条 【重要事項掲示物】
(8)利用に際して、保護者 へ重要事項説明書の 交付及び説明を行い、 その内容について同意 を得ていますか。	いる・ いない	○特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を開始する際に、運営規程の 概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・ 保育施設の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して 説明を行い、利用申込者の同意を得なければなりません。	●確認条例第5条 【同意書】
(9)インターネットを利用して 重要事項を掲示していま すか。	いる・ いない	→次のいずれかに該当すること。 □ 施設のホームページ上にて公表している。 □ 子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」において公表している。	●確認条例第23条 ●「母体保護法施行 規則等の一部を改正 する内閣府令の公布 について」(令和5年12 月27日こ成保212)
(10)事業実施(施設運営)に 関し、「管理に関する帳 簿」等を条例等に基づき 整備していますか。	いる ・ いない	→整備している帳簿にチェックしてください。 ①運営管理に関する帳簿(例) □施設運営に関する基本諸規程集 (定款、定款施行細則、就業規則、経理規程等) □園日誌、業務日誌 □職員出勤簿 □労働者の労働時間の状況の記録(タイムカード等) □労働者名簿 □賃金台帳 □派遣先管理台帳 □健康診断受診状況を管理している資料 □年次有給休暇簿 □出張命令簿 □その他 ②教育・保育内容に関する帳簿(例) □園児出席簿 □園児名簿 □処遇に関する記録 □ 請に関する記録 □ 苦情に関する記録 □ 事故が発生した場合の記録	●確認条例第34条 ○労基法第107条、第 108条 ○労働安全衛生法第 66条の8の3 ○労働者派遣事業の 適正な運動者の保護等に関する法律第42 条
■ 管理 1 人事管理 (1)就業規則の作成・変更 ア 就業規則は、職員代表 の意見を聴くとともに、理 事会等の審議を経て作成 し、制定・変更ごとに所轄 労働基準監督署長に届け 出ていますか。	いる・いない	→就業規則の制定又は直近の変更日 令和 年 月 日 →労働基準監督署への届出日 令和 年 月 日 職員代表の意見書 あり ・ なし 直近の改正内容: () 常時10人以上の労働者を使用している事業場では、労働基準法第89条 の規定に基づいて、就業規則を作成する必要があります。特に、始業及 び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、育児時間、育児休業、介護休業、 産休、退職手続、定年等は重要ですので労働関係法令等との整合につ いて再確認をしてください。 なお、就業規則は改正のつど労働基準監督署長に届け出る必要があ ります。	●労基法第89条、第 90条 【就業規則】 ※労働基準監督署の 受付印のあるもの

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
イ 関係法令の改正に伴い 就業規則等を変更して いますか。	いる ・ いない	→改正済の項目にチェックしてください。	○育児·介護休業法 ○男女雇用機会均等法 ○労基法 ○高齢者雇用安定法
ウ 就業規則等は、職員に 周知されていますか。	いる・いない	→就業規則及び労使協定書等について、職員にどのように周知していますか。 周知方法:	○労基法第106条
エ 常勤職員を雇用する際に、雇用契約書、採用辞令、雇入れ通知書等の文書により労働条件を明示して交付していますか。	いる・ いない	→雇用の際には、常勤・非常勤を問わず労働条件を書面により明示することが義務づけられています。 【書面を交付して明示しなければならない労働条件】 (就業規則に記載があるものは、それを提示して説明・交付すれば、労働条件通知書等に具体的に記入しなくても可。) ① 労働契約の期間に関する事項 ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④ 」始業及び終業の時刻 □ 所定労働時間を超える労働の有無 □ 休憩時間 □ 休明 □ 労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 ⑤ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含む。) ⑦ 昇給の有無(※) □ ⑧ 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口(※) 【令和6年4月1日から新しく追加された明示事項】 □ 全ての労働者に対する「雇い入れ時の就業場所・業務内容とその変更範囲」の明示 □ 有期雇用労働者に対する「無期転換申込機会」の明示(※) □ 有期雇用労働者に対する「無期転換申込機会」の明示(※) □ 有期雇用労働者に対する「無期転換申込機会」の明示(※)	○労基法第15条 ○労基法施行規則 第5条
(2)勤務時間 ア 労働時間が週40時間以 内となっていますか。	いる・いない	→1週当たりの平均労働時間及び休日数を記載してください。 週労働時間: 時間 休日数: ☐ 日	○労基法第32条

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
イ 変形労働時間制を採用 していますか。	いる・いない	→「いる」場合、□にチェックし、必要事項を記入してください。 □ 1か月単位の変形労働時間制(4週間を含む。) 起 算 日: 毎月 日 ○1月単位の変形労働時間制を採用する場合は就業規則の定め又は労使協定が必要です。	○労基法第32条の2
		□ 1年単位の変形労働時間制 起 算 日 :月 日	○労基法第32条の4
		□ 1年単位の変形労働時間制に係る労使協定の労働 基準監督署への届出年月日 届 出 日 : 令和 年 月 日 ○1年単位の変形労働時間制を採用する場合は労使協定と労働基準監督署長への届出が必要です。 ○1年単位の変形労働時間制には「1日10時間、週52時間以内」の制限があります。夜勤等で暦日をまたいだ勤務も始業時間の属する日の1日の労働時間として取り扱います。	【協定書】
ウ 休憩時間を就業規則に おいて適正に定めていま すか。	いる・いない	→就業規則の規定(1日当たりの休憩時間) 分) ○労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければなりません。	○労基法第34条
エ 労働時間を適正に管理 するため、職員の始業・終 業時刻を確認し、記録して いますか。	いる・いない	○勤務時間は、業務の引き継ぎ・申し送り等に要する時間も考慮して設定してください。 ○2019年4月から、労働時間の把握が義務化されました。 把握の方法: ※労働時間の把握方法は、タイムカードによる記録等の客観的な方法や使用者による現認が原則となります。 ○使用者は、労働時間の状況の記録を作成し3年間保存しなければなりません。	○労働時間の適正な 把握のために使用者 が講ずべき措置に関 するガイドライン(平成 29年1月20日基発 0120第3号) ●労働安全衛生法第 66条の8の3
オ 職員の配置基準は満たしていますか。	いる・ いない 特例配置 適・非	→別紙1「職員配置の状況」を作成し提出してください。	●こども園条例第6条 ●川口市幼保連携型 認定こども園設置認可等基準要綱第15条、 第15条の2 保育士等の配置基準 について(令和6年3月 27日 川口市子ども部 子ども総務課発事務 連絡) 【シフト表】 【出退勤の記録】
(3)非常勤職員等の状況 (非常勤・パート職員。ただし 嘱託医を除く。) ア 非常勤職員等は適切に 雇用していますか。	いる・いない	 ○通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間・有期雇用労働者の職務の内容、成果、意欲、能力又は経験等を勘案し、その賃金(基本給、賞与、役付手当等)を決定するように努める必要があります。 ○職務の内容が通常の労働者と同一の短時間・有期雇用労働者であって、事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が適常の労働者の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるものについては、短時間・有期雇用労働者であることを理由として、基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、差別的取扱いをしてはなりません。 ○有期雇用労働者は、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、当該労働者の申込みにより、無期労働契約に転換しなければなりません。 	○短時間労働改善法 第9条、第10条 ○労働契約法第18条

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
イ 非常勤職員等を雇用する際に、雇用契約書、採用契令、雇入れ通知書等の文書により労働条件を明示して交付していますか。	いる ・ いない	○雇用の際には、常勤・非常勤を問わず労働条件を書面により明示することが義務づけられています。 【書面を交付して明示しなければならない労働条件】 (就業規則に記載があるものは、それを提示して説明・交付すれば、労働条件通知書等に具体的に記入しなくても可。) ① 労働契約の期間に関する事項 ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④ 」始業及び終業の時刻 □ 所定労働時間を超える労働の有無 □ 休・慰・労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 ⑤ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含む。) ⑦ 昇給の有無 □ ⑧ 退職手当の有無 □ ⑨ 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 【令和6年4月1日から新しく追加された明示事項】 □ 全ての労働者に対する「雇い入れ時の就業場所・業務内容とその変更範囲」の明示 □ 有期雇用労働者に対する「無期転換申込機会」の明示 □ 有期雇用労働者に対する「無期転換後の労働条件」の明示 □ 有期雇用労働者に対する「無期転換後の労働条件」の明示	〇労基法第15条 〇労基法施行規則第5条 ○短時間労働改善法第6条第1項 ○短時間労働改善法施行規則第2条
ウ 一定の要件に該当する 非常勤職員等については、 社会保険等(健康保険、 厚生年金保険、雇用保険) に加入していますか。	いる・ いない	○パート労働者の健康保険及び厚生年金保険資格要件 1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が通常の労働者の3/4以上である者。 ※従業員数(厚生年金保険の被保険者の総数)が51人以上の企業等の場合、次の条件をすべて満たす短時間労働者も健康保険及び厚生年金保険の加入対象となります。 ・週の所定労働時間が20時間以上・所定内賃金が月額88,000円以上・2か月を超える雇用の見込みがある・学生ではない ※従業員数が50人以下の企業等においても、従業員と企業等が合意(労使合意)することで、51人以上の企業等と同じ加入要件にすることができます。 ○パート職員等の雇用保険加入要件 1週間の所定労働時間が20時間以上で31日以上雇用される見込みのある者。 (年収90万円以上の条件は撤廃され年収90万円未満でも加入可能) ※「31日以上の雇用される見込みがあること」とは 31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当します。 このため、例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として、31日以上の雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。 ・雇用契約に更新する場合がある旨の規定があり31日未満での雇止めの明示がないとき・雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき	○健康保険法第3条 第1項 ○厚生年金保険法第 9条、第10条、第12条 ○雇用保険法第4条、 第6条
エ 65歳以上の職員について、雇用保険被保険者資格取得届を提出していますか。	いる・ いない	 ○雇用保険の適用拡大(平成29年1月1日以降) ・65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の対象となります。 ・令和2年度から65歳以上の労働者の雇用保険料を徴収することとなっています。 	○雇用保険法第4条
オ 同一労働同一賃金への対応をしていますか。	いる · いない 該当なし	 ○同じ法人(企業)で働く正職(社)員と短時間・有期雇用労働者との間で、基本給、賞与その他の待遇について、不合理な差を設けることが禁止されています。 ○事業主は、短時間・有期雇用労働者から、正職(社)員との待遇の違いやその理由等について説明を求められた場合は、説明しなければなりません。 	○短時間労働改善法 第8条、第9条、第14 条第2項

	自主点検	項目	点板	食結果		記入	欄及で	び点検	のポィ	イント		根拠法	
	は 年次有給休暇 付与していますか		いる	・いない								●労基法第	39条
	短いの所定労働時間	時間労働者の所 聞が決まってい			間で労働日場合	雇入	れの日から起	記算した継続	期間の区分	に応ずる年次	で有給休暇の	日数	
	週所定労働時間	週所定労働	助日数	3,, 0, 2, 1, 1	定労働日数	6 か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月 以上	
	30時間以上					1.0.0	110	100	1 4 0	1.6.0	100		
		5日以.	Ŀ	217	目以上	10目	11日	12日	14日	16日	18日	20目	
		4日		169~	-216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15⊟	
	30時間未満	3日		-	-168日	5 日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	
		2日			120日	3 日	4日	4 日	5 日	6 目	6日	7 日	
		1日		48~	-72日	1日	2日	2 目	2 日	3 目	3日	3 目]
ゥ	作成していますか 年次有給休暇。 適正に行っていま	の繰越を	いる	・ いない	※施設・※非常・○年次有総るため1・→年次有総	長等、管理 勤職員につ 合休暇は、第 年以内に取	より、当分の 者は毎月確 いても作成 き基法第115 ならなかった。 或について、	認していますが していますが 条の規定に 年次有給休	すか。 う。 より2年の記 暇は繰越す	青求権が認≀ −必要があり	められ きす。	24条の7 【年次有給休 ○労基法第	
Y	取得時期を指え 次有給休暇を年く 文得させています	5日以上	いる	・ いない	れました。 →「いる」 与 日 年 ガ る。	》 (2019年4) 場合、該当 次有行つ 実職員す	有給休暇を 目から) 「項目にチ で暇取得の方	最低でも年 エックしてで ため、労働 5日以上年	5日取得さー ください。 日本の意思 次有給休	せることが義を尊重して	務化さ	●労基法第	39条第7項
(5)絹	合与規程の作成・	運用状況											
0 再 し 分	給与規程は、職 の意見を聴くとと。 事会等の審議を 人制定・変更で 労働基準監督 出ていますか。	らに、理 怪て作成 とに所轄	いる	・いない	→労働基: 職員	<u>令和</u> 準監督署 <u>令和</u>	への届出E 年	月 3 月	B	_		●労基法第 90条 【就業規則】 ※労働基準 受付印の	監督署の
3	給与は給与規利 ・ ・ ・ ・ ・		いる	・いない	・初任給・前歴換○職員の勤	付(基準) 格付(基準) 算(基準) 誘実態と出	: 表 : 趣)表 : 表 : 動簿、給与 一致すること	あり・ あり・ あり・	なし なし なし 徴収票、退	職金積立力	1入者	【給与規程】	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
ウ 諸手当は、給与規程に	いる・いない	→設けている手当を記載してください。	
基づき適正に支給していますか。		・通勤手当 : あり ・ なし	
		・扶養手当 : あり ・ なし	
		・住居手当あり ・ なし	
		・夜勤手当おり ・ なし	
		・管理職手当 : あり · なし	
		・特殊業務手当 : あり・なし	
		・期末、勤勉手当(賞与):	
		あり・なし(前年度実績 か月分)	
		・退職手当 :	
		○支給する諸手当は、全て給与規程に明確(支給対象、金額等)に定められていることが必要です。	
(6)労使協定 ア 時間外労働・休日労働	10.7 • 10. 2 210	→「いる」と回答した場合、直近の締結年月日等を記入してください。	
に関する協定(36条協定)	V 1.2 V 1.4V	一一では、「四谷した物」、但近の神和十月日寺を記入してくたさい。	○労基法第36条
を締結し、所轄労働基準 監督署長に届け出ていま		協定の成立年月日: 令和 年 月 月 日	【時間外労働・休日労
すか。		届出年月日: 令和 年 月 日	働に関する協定書】
		協定期間:月日 ~月日	※労働基準監督署の 受付印のあるもの
		○36条協定は、所轄労働基準監督署長への届出が効力発生の要件とされています。	
		○協定書の届出は、有効期間の開始日よりも早い期日にしてください。	
イ 給与からの法定外控除	いる・いない	 →「いる」と回答した場合、その概要を記載してください。	○労基法第24条
を行っているときは、控除 項目を漏れなく協定して		協定の成立年月日: 令和 年 月 月 日	
いますか。 (24条協定)		 控除しているもの :	
			【賃金控除に関する 協定書】
		○給食費、親睦会費、共助会掛金、財形貯蓄等の法定外控除を行うため には労使協定が必要です。	
		○協定の有効期間は、1年が一般的ですが、自動更新の規定を定めること も可能です。	
		※24条協定については、労働基準監督署への届出は不要です。	
(-) n.h. D.D. (.) that The - Interest			
(7)時間外勤務の管理 ア 時間外勤務命令を適正	いる・いない	○会議等を所定労働時間外に行う場合は、残業代を支給する必要があり	
に行っていますか。		ます。	
イ時間外勤務命令簿等を	いる・いない	○時間外勤務命令簿を整備、管理してください。	【時間外勤務命令簿】
整備していますか。			【タイムカード】
ウ 時間外勤務の割増率は 適正ですか。	はい・ いいえ	→支給している割増率を記載してください。	○労基法第37条
旭北 <i>人)</i> // 。		・時間外労働 (%)	○労働基準法第三十 七条第一項の時間外
		・深夜時間外 (%) ・深夜労働(※) (%)	及び休日の割増賃金に係る率の最低限度
		※深夜労働時間:午後10時~翌日午前5時	を定める政令
		・休日時間外 (%)	○労基法施行規則
		・休日深夜時間外 (%)	第20条
		○労働基準法の最低基準は以下のとおりです。	
		①時間外:60時間以下 (25%以上) ②時間外:60時間超 (50%以上)	
		② 深夜時間外 (50%以上) (50%以上)	
		④深夜労働 (25%以上)	
		⑤法定休日時間外 (35%以上) ⑥法定休日深夜時間外 (60%以上)	
一 由山麓在人。31 662	1,7,,,,,,,,		O 24 # 34 # 4- 4- 15 50 # 1-
エ 割増賃金の計算を正し く行っていますか。	いる・ いない	○1時間あたりの割増賃金の計算方法は次のとおりです。 (基本給、各手当が月給制の場合)	○労基法施行規則第 19条、第21条
		割増賃金単価 = (基本給+各手当)÷(1か月平均所定労働時間)×(割増率+1)	
		(金/か和 - ロ ナコ/・ (エル゚ク	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
(8)職員の健康管理 ■職員数が常時10人以上	該当 · 非該当		●労働安全衛生法
50人未満の施設 ア 衛生推進者を選任していますか。	いる・いない	○衛生推進者は、常時使用する労働者が10人以上50人未満の事業場が、 労働衛生(健康診断の実施、労働者の健康障害を防止するための措置 など)に関する事項を担当する職員として選任しなければなりません。	第12条の2 ●労働安全衛生規則 第12条の2
		→衛生推進者について記載してください。 ・職名 : ・氏名 :	○安全衛生推進者等 の選任に関する基準 (昭和63年9月5日労 働省告示第80号)
		該当する資格要件にチェックしてください。	
		【資格要件】 ①大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上安全衛生の実務 (衛生推進者にあっては衛生の実務。以下同じ。)に従事した経験を有する者	
		②高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上安全衛生の 実務に従事した経験を有する者 ③5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者 ④労働基準局長が定める講習を修了した者(安全衛生推進者養成講習・ 衛生推進者養成講習)	
		衛生推進有後成時百分⑤労働基準局長が上記①~④までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者(安全管理者・衛生管理者・労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの資格を有する者等)	
		○衛生推進者は、その事業場に専属の者を選任しなければなりません。(労働 安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等から選任するときを除く。)	●労働安全衛生規則 第12条の3
		○衛生推進者を選任したときは、当該衛生推進者の氏名を事業場の見やすい 箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければなりません。	●労働安全衛生規則 第12条の4
イ 職員の雇入時の健康診 断を実施していますか。	いる・いない	前年4月~3月 採用者名 本年4月~ 採用者名 ○職員の雇入時の健康診断は、入職前3か月以内又は入職後1か月以内に 実施してください。	●労働安全衛生規則 第43条
ウ 職員の定期健康診断を	いる・いない	→健康診断実施年月日(直近の実施日)	●労働安全衛生法 第66条
1年に1回以上実施していますか。		・ <u>令和</u> 年月_日 ・令和 年月	●労働安全衛生規則 第44条 【健康診断書】
		· <u> </u>	
エ 非常勤職員、パート職員 についても、定期健康診断 をもれなく実施しています か。	いる・いない	○短時間労働者の健康診断は、同種の業務に従事する通常の労働者の 1週間の所定労働時間数の4分の3以上の者が対象ですが、おおむね 2分の1以上である者に対しても一般健康診断を実施することが望ましい とされています。	○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について(平成26年7月24日基発0724第2号ほか)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
■職員数が常時50人以上の 施設	該当 · 非該当		●労働安全衛生法 第12条、第13条、 第13条の2
ア 衛生管理者及び産業医 を選任していますか。	いる・ いない	 ○常時50人以上の職員を使用する事業場においては、衛生管理者及び産業医の選任が必要です。また、衛生管理者は衛生委員会を開催するなど、衛生に係る技術的事項を管理します。 →衛生管理者 ・職名: ・氏名: →産業医 ・氏名: ※法人の代表者や事業経営主、事業場においてその事業の実施を統括管理する者は産業医との兼任が禁止されています。 	●労働安全衛生規則 第7条、第13条
イ 所轄の労働基準監督署 長に届け出ていますか。	いる・いない	→「いる」場合の届出日 <u>令和</u> 年 <u></u> 月 <u></u> 日	●労働安全衛生規則 第7条第3項、 第13条第2項
ウ 衛生委員会を設置して いますか。	いる・ いない	→前年度開催回数:回 記録の有無: あり ・ なし	●労働安全衛生法 第18条
		 ○衛生委員会の構成 ※委員会は毎月1回以上開催してください。 ※イとウは同数とする。 ア 議長となる委員 1人 (総括安全衛生管理者又は事業場において事業の実施を統括管理する者若しくはこれに準ずる者のうちから法人が指名。) イ ア以外に法人が指名する委員(衛生管理者及び産業医を含める。) ウ 労働組合又は労働者代表が推薦した委員 	●労働安全衛生規則 第22条、第23条
エ 産業医は毎回出席して いますか。	いる・ いない		
オ 産業医は月に1回以上 巡視を行っていますか。	いる・ いない	○産業医は月に1回以上(衛生管理者による巡視の結果等の情報提供を 毎月受けている場合は2月に1回以上)巡視を行わなければなりません。	○労働安全衛生規則 第15条
カ ストレスチェックを実施し ていますか。	いる・いない	→ストレスチェック実施年月日(直近の実施日) <u>令和</u> 年月日(直近の実施日) 日 ○年1回以上医師又は保健師等による従業者に対するストレスチェックの実施が必要です。	●労働安全衛生法 第66条の10 ●労働安全衛生規則 第52条の9
キ 職員の雇入時の健康診 断を実施していますか。	いる・いない	前年4月~3月 採用者名 本年4月~ 採用者名 ①職員の雇入時の健康診断は、入職前3か月以内又は入職後1か月以内に 実施してください。	●労働安全衛生規則 第43条
ク 職員の定期健康診断を 1年に1回以上実施して いますか。	いる・ いない	→健康診断実施年月日(直近の実施日) ・ <u>令和</u> 年 月 日 ・ <u>令和</u> 年 月 日	●労働安全衛生法 第66条 ●労働安全衛生規則 第44条 【健康診断書】
ケ 定期健康診断の結果に ついて所轄労働基準監督 署長に報告していますか。	いる・いない		●労働安全衛生規則 第52条
コ 非常勤職員、パート職員 についても、定期健康診 断をもれなく実施していま すか。	いる・いない	○短時間労働者の健康診断は、同種の業務に従事する通常の労働者の 1週間の所定労働時間数の4分の3以上の者が対象ですが、おおむね 2分の1以上である者に対しても一般健康診断を実施することが望ましい とされています。	○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について(平成26年7月24日基発0724第2号ほか)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
(9)職員の研修 ア 職員に対して必要な研 修を計画的に実施してい ますか。	いる・いない	→今年度研修計画について 【研修内容:実施時期】 ・ ・	●こども園条例第14 条(認可条例第8条準 用) ●確認条例第21条第 3項 【研修計画書】
イ 前年度の研修実績を記 入してください。		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
(10)苦情解決体制 ア 利用者等からの苦情に適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に対応していますか。	いる・ いない	→〈苦情解決体制〉 ・苦情受付担当者 職名: 氏名: ・苦情解決責任者 職名: 氏名: ・第三者委員 職名: 氏名: ・第三者委員 職名: 氏名: ※施設内への掲示、パンフレットの配布等により、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知することが必要です。 ※第三者委員は、中立・公平性の確保のため、複数であることが望ましいとされています。 〈第三者委員の要件〉 ・苦情解決を円滑・円満に図ることができる者 ・世間からの信頼性を有する者 例)評議員(理事は除く)、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・	●こども園条例第14 条(認可条例第19条 準用) ●確認条例第30条 ○「社会福祉事業の経営者による福祉 サービスに関する苦 情解決の仕組みの指 針について「呼成29年 3月7日、雇児発0307 第1号、社援発0307第42 号)
イ 苦情内容等を記録して いますか。	いる・ いない 苦情なし	児童委員、大学教授、弁護士 など 主な苦情(苦情者及び苦情内容を記入してください。)	●確認条例第34条第 2項【苦情記録】
(11)個人情報保護等の状況 ア 個人情報保護方針及び 個人情報取扱規程等を整 備・公表し、個人情報の適 正な取扱いを図っていま すか。	いる・いない	・方針等の名称: 制定年月日: 合和 年 月 日 公表の有無: あり・なし ・取扱規程の名称: 制定年月日: 合和 年 月 日 公表の有無: あり・なし	○個人情報の保護に関する法律 【個人情報保護方針】 【個人情報取扱規程】
イ 個人情報保護のために、 安全管理措置を講じてい ますか。	いる・いない	→実施しているものをチェックしてください。 □ 規程等の整備・運用 □ 所外持ち出しの禁止 □ パソコン、USBメモリ等のアクセス制限 □ 台帳等を保管するロッカー等の施錠管理 □ 職員への教育、研修等の実施 □ その他	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
ウ 職員が退職後に個人情報や利用者等の秘密を外部に漏らさないように、必要な措置を講じていますか。	いる ・ いない	○職員が退職後に個人情報や利用者等の秘密を外部に漏らさないよう、 就業規則で誓約書を徴する定めをしている等で、職員に対し秘密保持に 関する義務を定めることが必要になります。	●こども園条例第14 条(認可条例第18条 準用) ●確認条例第27条第 2項 【就業規則】 【秘密保持誓約書】
エ 園児の個人情報を他の 機関に提供する際には、 あらかじめ保護者から文書 で同意を得ていますか。	いる・ いない	〇小学校や他の特定教育・保育施設等の関係機関に対して園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければなりません。 ※個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号に該当する場合を除く。なお、進学・転園時の指導要録の送付については、同法第27条第1項第1号に掲げる「法令に基づく場合」に該当するため、保護者の同意は不要です。	●確認条例第27条第 3項
オ 保育士を任命し、又は 雇用しようとするときは、 保育士特定登録取消者 管理システム等(データ ベース)を活用していま すか。	いる・ いない	 ○施設・事業所(保育士として「任命し、又は雇用しようとする者」のIDを付与されている)の採用責任者は、「氏名」及び「生年月日」をデータベース上の情報と照合することにより、特定登録取消者に該当するかどうかを確認してください。 ○施設・事業所の採用責任者が本データベースで採用内定予定者等の情報を検索することは、個人情報保護法第20条第2項第1号に定める「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意は不要ですが、本データベースでの検索の結果に照らして採用しないとの判断をすることがあり得ることを踏まえ、採用公募等の段階において、保育士としての採用を希望するものに対して、採用内定前にデータベースの検索を行うことや、検索の結果、特定登録取消者に該当することが判別した場合は採用しない場合があることを書面等により提示するとともに、特定登録取消者に該当する場合はあらかじめその旨を申告するよう求めることが望ましいです。 	●児童福祉法第18条の20の4第3項 ○保育士特定登録取消者管理システムの活用の徹底等について(依頼)(令和7年7月29日こ成基第154号)
2 働きやすい職場環境 (1)新たな人材確保、職員の 定着支援に取り組んでいますか。	いる・ いない	→別紙2「職員の定着・確保等について」 別紙4「働きやすい職場環境の整備」 を作成し提出してください。	
(2)ハラスメント防止の措置を講じていますか。	いる・ いない	 ○職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動又は育児・介護休業等に関する言動等により労働者の就業環境が害されることがないよう、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じていますか。 →実際に取り組んでいるものをチェックしてください。 □ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 □ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 □ 職場におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応 ※上記取り組みのほか、以下の措置も併せて講じてください。 ・相談者、行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知すること ・相談したこと等を理由としての解雇その他不利益取り扱いの禁止 	○労働施策の総合的 な推進並びに労働者 の雇用の安定及び職 業生活の充実等に関 する法律第30条の2第 1項・第30条の 3第2項・第3項 ○男女雇用機会均等 法第11条、第11条の2 ○育児・介護休業法 第25条
3 施設管理 (1)整備の状況 ア 施設、設備等の増改築 や用途変更を行っていま すか。	いる ・ いない 該当なし	→別紙5「施設(敷地・建物)の状況」を作成し提出してください。 ○開設届出後、増改築等を行っているときは、記入してください。 ・実 施 時 期 : 令和 年 月 日 ・増改築等の内容: [【施設認可書】
イ 施設を増改築や用途変 更した場合は、市に届出 をしていますか。	いる ・ いない 変更なし		●認定こども園法 施行規則第15条

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
(2)給水設備等の管理 ア 給水設備がある場合は、 適切に保守管理していま すか。	いる・ いない 該当なし	・受水槽の容量全容量 m³	●水道法第34条の2 ほか
		・直近の受水槽等の清掃年月日	【清掃記録】
		・直近の受水槽等の法定検査年月日(10㎡を超えるもの) <u>令和</u> 年 月 月 日	【検査記録】
		○受水槽の有効容量が10㎡を超えるものは、簡易専用水道として、管理する必要があります。 ○簡易専用水道の設置者は、保守点検業者による保守点検、清掃とは別に厚生労働大臣の登録を受けた者による法定検査が必要です。検査依頼の際は、必ず登録を受けた者かどうか確認してください。	簡易専用水道の管理 に係る検査の方法そ の他必要な事項 (平成15年厚生労働省 告示第262号)
イ 昇降機設備については、 専門業者による定期的な 点検を行っていますか。	いる・ いない 該当なし	 ・直近の点検年月日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 ・直近の届出年月日 令和 年 月 日 ○月降機には、小荷物専用昇降機等も含まれます。 ○「昇降機の適切な維持管理に関する指針」に基づき適切な維持管理に努めてください。 	○「昇降機の適切な維持管理に関する指針」 及び「エレベーター保守・点検業務標準契 約書」の策定について (平成28年2月19日国 住指第3984号通知)
(3)防火対策 ア 防火管理者を選任し、 所轄消防署に届け出てい ますか。 また、異動等で防火管 理者が欠けた場合、直ち	いる・ いない		●消防法第8条 ●消防法施行規則第 3条の2
に選任し、所轄消防署に 届け出ていますか。		○防火管理者は、職場における防火管理業務全般について強い権限が与えられています。 ○異動等で防火管理者が欠けた場合は、直ちに選任し、所轄消防署に届け出る必要があります。	【防火管理者選任 (解任)届出書】 ※消防署の受付印の あるもの
イ 消防計画の届出(変更) を適正に行っていますか。	いる・いない	・直近の届出(変更)日 <u>令和</u> 年 <u></u> 月 日	●消防法第8条●消防法施行規則第3条
		 ○増改築を行った場合は、変更届を提出してください。 ○消防計画は、昭和55年1月16日付け、杜施第5号厚生省社会局施設課長等連名通知による「地震防災応急計画」を含めて作成してください。 ○消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、川口市地域防災計画に基づき、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」を作成してください。 	【消防計画】 ※消防署の受付印のあるもの
ウ 消防計画を職員に周知 していますか。	いる・いない	→ 周 知 方 法:	【消防計画】
0 (1 %) % 8		○消防計画を職員に配布したり、見えやすいところに掲示してください。○緊急連絡網や避難経路は、職員に異動があった場合には、そのつど整備し、職員に周知してください。	
エ カーテン、じゅうたん等 は、防炎性能等を有する ものを使用していますか。	いる・いない	○老人福祉施設、児童福祉施設等、障害者施設などでは、消防法第8条の3で一定の防炎性能を有する物品(カーテン、じゅうたん等)の使用が義務付けられています。	●こども園条例第14 条(認可条例第33条 準用) ●消防法第8条の3 ○消防法施行令第4 条の3、別表第1(六)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
(4)消防用設備の点検等 ア 消防法令に基づく設備 (スプリンクラー、屋内消火 栓、自動火災報知設備等) を整備していますか。	いる・いない		
イ 消防用設備については、 専門業者による定期的な 点検を行っていますか。	いる ・ いない	・直近2回の点検年月日	●消防法施行規則 第31条の6 ○消防法 第17条の3の3 ○平成16年消防庁 告示第9号 【消防用設備点検結 果】 【消防用設備等点検 結果報告書】 ※消防署の受付印の あるもの
ウ 避難設備を備えていま すか。	いる ・ いない 該当なし	○避難器具は、避難に際して容易に利用できるか、階段、避難口等から適当な距離か、使用するのに安全な構造であるか点検してください。 また、誘導灯や誘導標識は、避難するに際し、必要な所に設けてください。	●こども園条例第14 条(認可条例第33条 準用)
(5)消火・避難訓練の実施 ア 消火・避難訓練を適切 に実施していますか。	いる・いない		●こども園条例第14 条(認可条例第6条準 用) ○消防法施行規則 第3条第10項 ○消防法施行令第4 条の3別表第((六) ○社会福祉施設における防火安全対策の強化について (昭和62年9月18日社 第施107号) 【避難訓練記録】 【消火訓練記録】 【消火訓練記録】
イ 訓練の実施記録については、園児の避難時においての態様、職員の反省点などを含め整備していますか。	いる・ いない	○実施記録は、訓練のつど整備するとともに、職員に周知することが大切 です。	
(6)非常災害、危険防止対策 ア 市が定める地域防災計 画に水防法又は土砂災害 防止法における要配慮者 利用施設として施設の名 称と所在地が記載されて いますか。	いる・いない	 ○浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に存する施設の施設管理者は、「避難確保計画(非常災害対策計画を含む)」の策定と避難訓練の実施が義務付けられています。 ○避難確保計画に基づき風水害を想定した避難訓練を実施した際は、市に報告する必要があります。 ・計画に基づく訓練実施日 令和 年 月 日 	○水防法第15条、第 15条の3 ○水防法施行規則 第16条 ○土砂災害警戒区域 等における土砂災害 防止対策の推進に関する法律第7条、第8 条の2 ○水防法及び土砂災 整確保計画の作成・変更をでは、 変更が、報告について (令和4年1月12日川 子総発第62号)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
イ 火災だけでなく、水害、 土砂災害、地震等を想定 した非常災害対策計画を 策定していますか。	いる・いない	→「いる」と回答した場合、以下を記入してください。 ・非常災害対策計画(避難確保計画)の作成日 <u>令和</u> 年 月 日 →施設で想定される災害を記入してください。 (施設の立地条件等に応じ、風水害(浸水等)、地震、土砂災害(がけ崩れ、地すべり等)に対応した非常災害対策計画を策定してください。 (浸水等風水害時の対応について、洪水ハザードマップ等を確認してください。 (入防法等による避難確保計画は、既存の非常災害対策計画に必要な項目を追加しても構いません。	●こども関条例第14 条(認可条例第6条準用) ○川口市地域防災計画(令和7年2月最終 更新)
ウ 非常災害対策計画等 は、必要な項目が盛り込 まれていますか。	いる・いない	→盛り込まれている項目にチェックしてください。	
エ 非常災害対策計画等を 職員に周知していますか。	いる・ いない	→ 周 知 方 法 :	
オ 非常時における連絡・ 避難体制を確保していま すか。	いる・いない	○災害の種類や状況に応じて、例えば、風水害の場合は、「高齢者等避難 (警戒レベル3)」、「避難指示(警戒レベル4)」等の緊急度合に応じた複 数の避難先を確保してください。	○避難情報に関する ガイドライン 内閣府 (防災担当) (令和4 年9月更新)
カ 災害時用の物資の備蓄 に努めていますか。	いる・いない	→備蓄しているものにチェックしてください。 【備蓄物資】 □ 非常用食料 (○こども関条例第14 条(認可条例第6条準 用) ○川口市地域防災計 画共通編 第3章市民の 安全確保に対する備 え 第5節選利配慮者及 で要配慮者和に対する備え(令和7年2月最 終更新)
キ 非常時の際の地域の協力協定の締結又は協力体制の確保に努めていますか。	いる・いない	→該当する項目があればチェックしてください。 □ 地域との協力協定を締結 □ 地域の行事に参加するなど協力関係の醸成に努めている。 ○自衛消防組織、地域消防組織との協力体制や近隣住民との協力体制等を確保することが重要です。このため、日頃、地域との交流を図り、施設や入所者の実態を理解してもらう取組みが重要です。	○確認条例第31条 ○保育指針第3章4(3)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
(7)業務継続計画の策定等 について			
ア 感染症や自然災害の発生時に業務を継続的に実施するため、及び非常時	いる・ いない	○感染症や自然災害の発生時に業務を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るため業務継続計画を策定するよう努めなければなりません。	○こども園条例第14 条(認可条例第12条 第1項準用)
の体制で早期の業務の再 開を図るため業務継続計 画を策定していますか。		・業務継続計画の策定日 <u>令和</u> 年月_日	児童福祉施設等にお ける業務継続計画等 について(令和4年12 月23日厚生労働省事 務連絡)
イ 職員に対し、業務継続 計画について周知すると ともに、必要な研修を定 期的に実施していますか。	いる・ いない		○こども園条例第14 条(認可条例第12条 第2項準用)
ウ 職員に対し、業務継続 計画に基づき迅速に行動 できるよう訓練を定期的に 実施していますか。	いる・いない		○こども園条例第14 条(認可条例第12条 第2項準用)
エ 計画の変更 定期的に業務継続計画の 見直しを行い、必要に応じ て業務継続計画の変更を 行っていますか。	いる・いない		○こども園条例第14 条(認可条例第12条 第3項準用)
(8)防犯対策、利用者の安全 確保			
ア 防犯カメラ、非常通報装 置、機械警備等を整備して	いる・ いない	→整備されているもの(該当に○・防犯カメラは台数を記入)	
いますか。		□ 防犯 カメラ (
		□その他 ()	
イ 園児の安全確保に努め ていますか。	いる・いない	→別紙6「施設・防犯安全確認点検項目」を作成し提出してください。	○社会福祉施設等に おける防犯に係る安 全の確保について(平 成28年9月15日雇児 総発0915第1号ほか)
ウ 園児の出欠・所在確認、 所在不明の場合の対応 について、具体的な手順 を示すマニュアル等を作 成していますか。	いる・ いない	○利用者の所在確認の手順を再確認し、所在不明時·所在判明時の対応、 情報伝達方法などを定めてください。	
エ 園児の出欠・所在確認 を定時及び適時に行って	いる・いない	→具体的な確認・記録方法を記入してください。	
いますか。		例:午前○時、昼食、散歩時に確認	
(9)登園バスの状況 【 登園バスを保有している場合 に 記入してください 】			
ア バスによる通園を行って いますか。	いる・いない	. D. W. H. C. L. C.	
		・運行しているバスの台数:台・バスの定員及び運転者名	
		定員: 名 運転者名:	
		名 名	
		名 名	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
イ バスの運行について陸 運支局へ有償運送許可 申請書を提出しています か。	いる ・ いない 該当なし	•許可(届出)年月日 <u>令和</u> 年月	「通学通園に係る自家 用自動車の有償運送 の取扱について」 (平成9年6月17日自旅 第101号) 【有償運送許可申請書】
ウ 許可内容に変更がある 場合、変更届を提出して いますか。	いる · いない 該当なし	•変更届出年月日 <u>令和</u> 年 <u></u> 月 月	「通学通園に係る自家 用自動車の有償運送 の取扱について」2(2) ③イ(平成9年6月17日 自旅第101号) 【有償運送許可申請書】
エ 運行に当たって、安全 管理に十分配慮していま すか。	いる・いない	→該当する項目にチェックしてください。 □ 運行日誌の整備している。 □ 送迎マニュアル等を整備している。 □ 乗車名簿を作成している。 □ 運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員を同乗させている。	【運行日誌】 【送迎マニュアル・運 行手順書 等】
オ 送迎時の乗車確認・降 車確認を行っていますか。	いる・ いない	 ○園児等の乗車時及び降車時に人数の確認や座席の点検を実施する等、車内への園児等の置き去りを防止するために必要な措置を講じていますか。 →具体的な確認・記録方法を記入してください。 例:乗車名簿によりチェックしている、降車の確認を複数職員で行っている。 	●認定こども園法施行 規則第27条(学校保 健安全法施行規則第 29条の2第1項準用) 「通学通園等に係る幼 児等の送迎における 留意事項の周知依頼 について」(令和4年9 月13日国土交通省事 務連絡)
カ 送迎職員と施設職員の 情報共有はできています か。	いる・いない		
キ 自動車にブザーその他 の車内の児童等の見落と しを防止する装置を装備 していますか。	いる・いない	→別紙7「送迎用バスの安全装置の点検整備を行う上での主な確認項目」を作成し提出してください。 ※安全装置については、導入が困難な場合は令和6年3月末までの間、 代替的な措置を講ずることとした経過措置がありましたが、経過措置の 期間は終了しています。	●認定こども園法施行規則第27条(学校保健安全法施行規則第29条の2第2項準用) 「送迎べスの置き去り防止を支援する安全装置の点検整備について」(令和7年9月2日こども家庭庁・文部科学省事務連絡)
(10)近隣住民等の交流 ア 周辺の方から苦情が入 りますか。	いる・いない		
イ 自治会行事等に参加し ていますか。	いる・いない		
ウ 周辺の方を園の行事等 に招待していますか。	いる・いない		

幼保連携型認定こども園職員配置の状況 【施設監査】

(1) 職員の数はこども園条例第6条の基準に抵触していませんか。	<	いる・いない	>

職員配置の状況① (令和 年 月 1 日)

区分	職員	員数(現員	·人)	備 考 (派遣職員がいる場合は、人数を記入)
区力	常勤	非常勤	兼務	冊 方 (州阜城長がでる物口は、八双でに八)
施設長(園長)				
副 園 長				
教 頭				
主幹保育教諭				
指導保育教諭				
保育教諭				
助保育教諭				
講 師				
調理員				
主幹養護教諭				
養 護 教 諭				
養護助教諭				
事 務 職 員				
その他				(内訳)

職 員 配 置 の 状 況 ②:直接教育・保育に従事する職員配置の状況

		園児の	数(人)			認可基準に基づく配置基準(人)		
区分	園児の 年齢等	2号·3号 認 定 子ども	1 号 認 定 子ども	計 (A)	学級数	基準 (B)	配置基準数 (A×B)	
	O歳児					1/3	人 (小数点第2位以下切り捨て)	
	1歳児					1/5	人 (小数点第2位以下切り捨て)	
保育教諭等	2歳児					1/6	人 (小数点第2位以下切り捨て)	
休月教訓寺	3歳児					1/15	人 (小数点第2位以下切り捨て)	
	4歳児					1/25	人 (小数点第2位以下切り捨て)	
	5歳児					1/20	人 (小数点第2位以下切り指し)	
計						(C)	人 (年齢区分を合計した後に 人 小数点以下を四捨五入)	≦

直接教育・ 従事する 現 員 数	職員(
常勤者数		人
非常勤者数 (常勤換算值) (F)		人
計		人

※園長が専任でない場合は、原則として配置基準数(C)に1人増加する必要があります。

7北兴 郡 李	の常勤換算	$\Delta \pm \pm 1$
【非吊勤伯	の吊割機界	いカ法』

・就業規則で定める常勤者の1か月の勤務時間数: (D) 時間

・非常勤者の1か月の延べ勤務時間数: (E) 時間

非常勤者数(常勤換算値	(F)	
(F) = (E) / (D) =		人

(2) 教育及び保育に直接従事する職員は、常時2人以上配置されていますか。 (朝や夕方の時間帯において、園児の数が少人数であっても保育教諭等の数が2人を下ることはできません。)。 <こども園条例第6条>

<	いる・いない	>
•		

職員の定着・確保等について

点 検 項 目	点検結果
〇 求人関係	
ハローワークに求人登録を行っている。	いる・いない
合同就職説明会等に参加している。	いる・いない
ホームページで求人募集している。	いる・いない
新聞折込広告を出している。	いる・いない
人材派遣会社から職員を派遣してもらっている。	いる・いない
その他(
 ○ 給与関係(非常勤) (前年度→当年度) 基本給 %増 手当の新設・引き上げ 手当 円 → 円 手当 円 → 円 	
その他()	
〇 職員関係	
施設長として、積極的に保護者、保育士等に話しかけている。	いる・いない
職員の悩みなどを相談できる体制をとっている。	いる・いない
その他(
〇 業務の効率化	
ICT(情報通信技術)を活用している。	いる・いない
【「いる」場合、具体的な取組内容及び効果を記入してください。】	
「いない」場合に導入の予定はありますか。	ある・ない
【導入予定がある場合は導入内容を、ない場合はその理由を記入してください。】	
ICT以外の業務効率化に取り組んでいる。	いる・いない
【「いる」場合、具体的な取組内容及び効果を記入してください。】	

施設種別: 幼保連携型認定こども園 施設名:
 令和
 年
 月
 日
 現在

 当施設 就職 (異動) 年月日
 経験 勤続
 通算 備考
 専任・ 兼任 の 別 常勤・ 非常勤 の別 (常・非) 非常勤の 勤務時間数 (H) 免許資格 担当 年齢児 番号 職名·職種 氏名 資格名1 資格名2

施設種別: 幼保連携型認定こども園 施設名: 年 日 現在 経験 当施設 常勤・ 非常勤 の別 (常・非) 免許資格 担当 就職 (異動) 兼仟 勤続 通算 番号 職名•職種 非常勤の 氏名 備考 年齢児 の 勤務時間数 (H) 資格名1 年 月 年 月 資格名2 別 年月日 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70

- 監査実施月の前月の初日現在で記入してください。(例:6月に監査がある場合は5月1日現在)。
- ■「職名・職種」: 園長、 副園長、 教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、 : 主幹栄養教諭、栄養教諭、調理員、事務職員、その他の職員(具体的に記載)、園医、園歯科医、園薬剤師等を記入してください。
- ■「専任·兼任の別」: 専任とは、サービス提供時間帯に他の職務に従事していない場合をいいます。
- ■「常動・非常動の別(常・非)」:常勤の勤務すべき時間数に達している者は常勤としてください。
- ■「非常動の動務時間数(H)」:常勤でない職員の週(又は月、日)当たりの動務時間数を記入してください。
- ■「担当業務」: 学級担任、1号・2号・3号(年齢)の保育、子育て支援事業、その他の業務の内容を記入してください。担当業務が定められていない 職員は空欄としてください。
- ■「免許資格」: 幼稚園教諭、保育士、養護教諭、栄養教諭、看護師、栄養士、調理師等の資格を記入してください。 特に資格が無い場合は空欄としてください。
- ■「当施設就職(異動)年月日」:例)R2.4.1と記入してください。
- ■「経験(勤続)」: 当施設における現在の職種での勤続年月を記入してください。
- ■「経験(通算)」:他法人、他施設を含む同一職種における現在までの通算(合算)勤続年数を記入してください。
- ■「備考」:産休·育休·派遣等の職員については、その旨記入してください。

働きやすい職場環境の整備

点 検 項 目	点検結果
1 風通しのよい職場環境づくりの整備に努めている。	いる・いない
【具体的な取組があれば()内に記入してください。】	
2 休暇の取得促進に努めている。	いる・いない
法定外休暇を設けている。	いる・いない
休 暇 名: 取得可能日数: 日	
有給休暇を取得しやすい工夫がある。(休暇予定表、長期休暇等)	ある・ない
有給休暇平均取得日数 常 勤 日 非 常 勤 日	
【上記のほか具体的な取組みがあれば()内に記入してください。】	
3 職員の育成に取り組んでいる。	いる・いない
新規採用職員の研修制度や支援者等の設置がある。	ある・ない
非常勤職員も研修に参加させている。	いる・いない
外部研修に参加しやすいように、代替職員の補助制度を活用している。	いる・いない
【上記のほか具体的な取組があれば()内に記入してください。】	

※()内に記入できない場合は、適宜別紙添付可

施設 (敷地・建物)の状況

1	施	設敷地					
	(1)	敷地は自己所有	有ですか。			* セルのリスト選択	
	(2)	敷地面積		m [*]	うち園庭面積		m
	(3)	施設敷地面積0	D変更はありま [.]	すか。		* セルのリスト選択	
2	建	物					
	(1)	建物は自己所有	百ですか。			* セルのリスト選択]
	(2)	建築年	* セルのリスト選択		年建築		
		構造	*セルのリスト選択		耐震基準適合	* セルのリスト選択]
	(3)	面積					
		延べ床面積		m²			
		保育室		室		m²	
		乳児室又は ほふく室		室		m [*]	
		遊戱室		m²	保健室		m
		調理室		m [*]	調乳室		m
		沐浴室		m²	W. C		m
		その他		m²)

施 設 • 防 犯 安 全 確 認 点 検 項 目

◎点検表作成に合わせ施設内の点検をお願いします。

確認欄に良好な場合は「〇」を、不良箇所がある場合は「×」を付けてください。 点検項目について該当しない場合は、確認欄に「/(斜線)」を引いてください。

1 施設

点 検 項 目	確	認				
(1) ロッカー、家具、テレビ、消火器等の転倒防止はされているか。						
(2) 棚に置いた物の落下防止はされているか。						
(3) 窓、ベランダ、屋上、階段等からの転落防止はされているか。						
(4) カーテン、じゅうたん等は防炎になっているか。						
(5) スプリンクラーヘッドの下方45cm、水平30cm以上の空間が確保されているか。						
(6) 清潔物(リネン類、紙オムツ等)と非清潔物(清掃用具等)が明確に区分されているか。						
(7)トイレや手洗い場などにおいて、洗剤等が園児の手の届かない場所に置かれているか。						
(8) ブロック塀等について倒壊しないよう安全対策を講じているか。						
(9) その他、利用者に応じた施設の安全対策を講じているか。 (保育室内の画びょう、敷物の滑り止め、送迎駐車場内、おんぶ時の転落防止など)						

2 防犯

点 検 項 目	確認					
(1) 防犯体制を整備し職員全員に周知徹底しているか。						
(2) 来訪者の受付窓口を設置し、受付簿の記入、来訪者証の交付等を行っているか。						
(3) 門扉や玄関の鍵締め、防犯カメラの設置など不審侵入者の予防対策を講じているか。						
(4) 職員体制が手薄になりがちな夜間やイベント開催時などの安全対策に留意しているか。						
(5) 金庫の暗証番号の変更等を適時行っているか。 (金庫がない場合、現金、通帳等は施錠できるところに保管されているか。)						
(6) 送迎車など車両の盗難対策を講じているか。						
(7) 警察の防犯講習会の活用等により防犯講習や防犯訓練を実施しているか。						
(8) その他、施設の状況に応じた防犯対策を講じているか。						

送迎用バスの安全装置の点検整備を行う上での主な確認項目

◎点検表作成に合わせ安全装置の点検をお願いします。

確認欄に良好な場合は「〇」を、不良箇所がある場合は「×」を付けてください。 点検項目について該当しない場合は、確認欄に「/(斜線)」を引いてください。

					点	検	項	目	確	認
(1)	安全装置が正常に作動していることが、原動機始動時に、次のいずれかの方法で通知されている か。									
	通 A 運転手等が確認できる位置に設置されたステイタスディスプレーが青色又は緑色に点灯 知 又は点滅する方法									
	方法	В	音声による方	法						
(2)	ボタ	ン等	の確認装置が	、車両後方に	こ設置	置されて	いるか。			
(3) 乗員がいたずら等で簡単に確認操作を行えないような構造上又は 設置場所上の工夫(装置にカバーを付ける、高い位置に設置する等)がなされているか。										
(4)	車外警報が原動機停止等から15分以内に作動し、警報音は車から50m離れても十分聞こえる音圧 であるか。						-			
(5)	(5) 原動機が停止等した後、車内の確認を促す車内警報が作動するか。									
(6) 【自動検知式の場合】 センサーによる検知は、原動機停止等から15分以内に開始するか。										

(留意事項)

- 〇安全装置の仕様は様々であり、点検整備に当たっては、安全装置メーカーから提供されている点検整備の 際に確認すべき場所、確認方法等を示した文書を確認し、安全装置の仕様に応じた適切な点検整備に努め てください。
- ○自動検知式で、センサー不良の検知を行えないものにあっては、センサー不良が起きるリスクを考慮して、 安全装置メーカーが設定する点検整備の頻度・実施方法等によること。
- ○併用式の場合は、全ての項目について確認を行うこと。○安全装置は、ヒューマンエラーを補完するものであり、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」等を活用し、 点呼等による所在確認を確実に実施すること。